

早稲田小学校における

いじめ防止基本方針

基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

いじめの理解

いじめは時代や子どもたちに合わせて様々に姿を変え、いじめの捉え方も様々である。いじめに向き合っていくためには、いじめを正しく理解し、共通の認識をもって対応していく必要がある。

1. いじめの定義・態様

いじめに向き合い、適切に対応していくためには、学校のすべての教職員がいじめを正しく共通理解する必要がある。

● 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

● 定義の捉え方

いじめには多様な態様があり見えにくいものであることを理解し、一人一人の児童・生徒に寄り添うことによって実態を把握することが重要であり、定義によってのみ判断してはいけない。

(1) 「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人的関係を指す。

(2) 「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【いじめの態様（例）】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめの理解

様々な態様を持ついじめは、刻一刻とその姿を変えており、これまでの経験や感覚でのみ捉えることは非常に危険である。

以下に、近年の調査・研究の中から挙げられている「いじめ」理解のポイントを示す。

● 「どの学校、どの子どもでも起こりうるもの」であること

国立教育政策研究所が平成 10 年から行っている調査によると、小学校 4 年生から中学校 3 年生になるまでの 6 年間に、いじめの加害経験も被害経験もなかった子どもは、それぞれ 1 割程度であることが分かった。いわゆる「いじめられっ子（いじめられやすい子ども）」や「いじめっ子（いじめやすい子ども）」はほとんど存在せず、多くの児童・生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示された。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることであり、常に児童・生徒の様子の変化や交友関係に目を向け、目に見えにくいいじめの発見に努める必要がある。

● 「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない

行為がいじめであるか否かを判断する際に、いじめを受けた児童・生徒の気持ちに寄り添うことが重要である。しかし、以下のように、いじめを受けた児童・生徒が行為を「いじめ」として認めない場合が多々あり、判断に当たっては、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして状況を正確に確認する必要がある。

(1) いじめを否定する

- ・ いじめの発覚により、さらに自分の立場が悪くなることを恐れる場合
- ・ いじめを受けていることが発覚することで、家族や周りの大人に心配をかけたくない場合
- ・ いじめを受けていることを認めることで、自尊心が傷つけられてしまう場合 等

(2) いじめに気付かない

- ・ インターネット上に悪口などを書かれているが、当該児童・生徒が気づいていない場合
- ・ 継続的ないじり、いじられの関係により、当該児童・生徒がいじられることに慣れてしまっている場合 等

なお、時として好意から行ったことが意図せず相手の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうような場合もあり、そのような場合には、行為を行った児童・生徒に悪意がなかったことを十分吟味して対応する必要がある。

● 特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深める

発達障害があるなど、特別な支援を必要とする児童・生徒については、他の児童・生徒がいじめと感じないことであっても敏感に反応して傷ついてしまったり、その行動が他の児童・生徒からいじめであると思われることなどがあられることがある。

教職員自身の感じ方だけで判断するのではなく、障害（発達障害を含む）について、適切に理解することも、いじめを理解するうえでは大切である。

【発達障害等のある児童・生徒の行動（例）】

○ 人とのかかわり自体が苦手

年下の子とは遊べるが、同級生と遊べず、孤立しているように見える。

⇒ 誘っても一緒に遊ばないため、「なぜ、仲間はずれにするの」と、周りの子どもを指導してしまうことがある。

☞ 大人と一緒に遊びながら、他の子どもたちの輪に入っていく。周りの子どもたちから事情を聞き取る。

○ 情緒、感情が不安定

極端に恐れたり、ささいなことでパニックになったりする。

⇒ 友だちが意図せずに行ったことに過敏に反応するため、理由を十分に聞かずに周囲の子どもを指導してしまうことがある。

☞ 周りの子どもたちから事情を聞き取る。

○ コミュニケーションが苦手

自分の伝えたいことをうまく表現できないため、相手にとって失礼なことや相手が傷つくことを言ってしまったり、手を出してしまったりすることがある。

⇒ 相手が傷ついているため、短絡的に「いじめ」と判断し、指導してしまうことがある。

☞ 厳しく叱らずに寛容に受け止め、その時どのようにすればよかったか静かに考えたり、表現の方法を一緒に考えたり示したりする。

● 教職員自身のいじめへの理解や対応力を高める

教職員には、目の前で起きている問題がいじめであるかどうかにかかわらず、児童・生徒のトラブルを解決していく力が求められる。児童・生徒の発達や障害、いじめの態様や人間関係の状況についての理解を深め、いじめにかかわらず、児童・生徒の様々な問題行動への対応力を高めるため、計画的に校内研修を実施していく。

校内研修は、年度が替わるたび、いじめが発見された場合等、適宜実施していく。

■ いじめ理解のポイント

- いじめは重大な人権侵害であることを認識する。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうることを認識する。
- いじめは、見えにくいものであることを認識する。
- いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- 児童・生徒が「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない。
- 研修を実施し、児童・生徒の発達等への理解を深め教職員のいじめへの対応力を高める。

未然防止の取組み

いじめは、「どの学校、どの子どもでも起こりうるもの」であることから、すべての児童・生徒を対象に、未然防止の取組みを行う必要がある。

1. 学校・教職員の役割

いじめを防止するためには、児童を取り巻くすべての大人がいじめについての正しい認識をもって、児童と接していく必要がある。児童が一日の大半を過ごす学校では、いじめ防止にかかわる教師の役割が大きい。

● 教職員全員の共通理解を図る

どこまでが許されて、どこからが許されないのか。この基準があいまいになり、教師によって対応が異なる時こそ、いじめの芽は生まれやすいといえる。また、いじめを心の問題とのみとらえ過ぎてしまい、指導が児童の行動を変えることにつながらないこともある。

すべての教職員が共通の認識に立ち、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に行ってはならない」という雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。

● 授業改善を進める

教職員一人一人が、児童と最もかかわりを持つ時間は、「授業」であるといえる。教職員により学習規律が異なることで、児童の生活指導の徹底が図られなくなることがある。教職員全員の共通理解の下、チャイムが鳴ったら着席する、授業中の正しい姿勢を徹底させる等の態度の育成を図っていくことも、日常的な授業改善の一つである。

また、児童・生徒にとって「わかる授業」づくりを進めることや、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することも大切である。

授業改善は、一人一人の教職員が行うことができる、いじめの未然防止のための第一歩であると言える。

● 教職員自らの認識や言動への配慮

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。

教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童・生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童・生徒に対する指導に当たる必要がある。

【いじめにつながる教師の言動（例）】

- ・ 「先生も、いじめられて強くなった」といういじめを容認する発言
- ・ 特定の児童だけを褒める、または、逆にけなす。
- ・ 不適切なあだ名で児童を呼ぶ。 等

2. 学校の取組み

いじめを防止するためには、児童が相手を攻撃したり ^{おとし} 貶めたりしてしまうといった行動を変容させていく必要がある。

児童のいじめを行わないといった行動変容に結び付けていくためには、学校や教師の指導や支援の充実だけでなく、児童自らが自己の課題として行動するとともに、家庭や地域住民と共に子どもを育てていく風土の醸成が欠かせない。

● 人権尊重教育・道徳教育の充実

いじめを防止していくためには、一人一人の児童が発達段階に応じ、思いやりの心を持ち、自他の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重する態度を養うことや、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることが必要である。

人権教育の全体計画や年間指導計画、道徳教育全体計画や年間指導計画をもとに、計画的で継続的な指導や支援を行う。

● 体験活動の充実

児童が他者から認められることなどを通して自己有用感を獲得することにより、いたずらに他者を否定したり攻撃したりすることは減少する。全ての児童に自己有用感を獲得させていくことは、いじめを防止するために不可欠です。

体験活動は児童に自己有用感を獲得させるうえで有効であり、体験活動を設定する際には、体験することや交流することを目的とするのではなく、体験や交流を通して、児童自らが人とかかわることの喜びや大切さに気付き、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった気持ちが得られるようにしていく。

● 情報モラル教育の充実

インターネット上での誹謗中傷やいじめは、いじめを一層見えにくいものにし、解決を困難にしている。日々高度に発展している情報化社会においては、児童が情報社会に積極的に参画する態度を育てるとともに、情報手段を活用するうえでの判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要である。

教育委員会が実施する「情報モラル教育授業支援事業」を活用し、情報モラル教育を実施していく。

【本校における具体的な取組】

- ・ 子どもたちの実態を把握する。(ケータイ・スマホの所持、活用について)
- ・ 発達段階に応じた情報モラル教育の年間指導計画の作成と授業の実施
- ・ セーフティ教室でインターネットを安全に使うコツとコミュニケーションの大切さについて授業を実施する。
- ・ セーフティ教室、保護者会、PTA 活動等を活用した保護者への意識づけと啓発
- ・ 情報モラル教育に関する校内研修会

● 児童による主体的な活動の支援

いじめを防止するためには、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、何ができるかを考えて主体的な取組みを行っていくことが大切である。

児童会を活用し、児童自らが自分たちの課題を捉え、いじめ防止等の取組みが展開される

よう、担当教員だけでなく、学校全体で支援する。

【児童による主体的な活動】

- ・ 代表委員を中心とする「あいさつ運動」「いじめ防止月間」
- ・ ふれあい月間に合わせての、児童会による「いじめ防止月間」

● 保護者・地域住民との連携の促進

いじめ防止に限らず、児童を取り巻く大人が共通の意識のもとで子どもを守り育てていく風土を醸成していくことは、学校の大きな役割と言える。

いじめを防止するためには、学校・家庭・地域が児童にとって安心できる「居場所」となることや、児童一人一人が自己有用感をもてるようにしていくことが重要である。学校説明会や保護者会、地域協働学校運営協議会において学校評価を活用するなどし、学校と保護者・地域住民が児童・生徒の課題を把握したり、セーフティ教室などを活用していじめについての理解を深めたりして、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たしていくようにする。

【保護者・地域住民との連携】

- ・ 学校評価を活用して、児童の課題を把握し、共通の目標を理解する。
- ・ P T A や地域協働学校運営協議会が主体的にいじめ防止に係る活動を展開する。
- ・ P T A や地域協働学校運営協議会が代表委員会と「いじめ防止月間」を展開する。
- ・ 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室において、いじめについての意見交換会を設定する。
- ・ 保護者や地域とともに、児童の自己有用感を獲得できる体験活動を計画する。

■ 未然防止のポイント

- 教職員全員が、いじめについての正しい共通認識を持つ。
- 教職員一人一人が授業改善に取り組み、児童・生徒の自己有用感を育てる。
- 児童の現状を常に意識し、情報モラル教育等を積極的に進める。
- 児童の主体的な活動を支援する。
- 児童を取り巻く全ての大人が連携していじめを防止する。

早期発見の取組み

いじめは、「どの学校、どの子どもでも起こりうるもの」であり、「見えにくいもの」であることを認識し、児童のささいな変化に目を向けていくことが、早期発見への第一歩である。

1. 学校・教職員の役割

いじめを発見することは非常に困難であることから、児童のささいな変化に目を向けていくことや変化を見逃さないことが大切であり、一人一人の教職員の果たす役割が大きいといえる。

● 児童のささいな変化に目を向ける

児童を理解することは教育の根本であり、児童のささいな変化に目を向けることは、教職員が日常的に行っている。

しかし、日常的な行為であるために、児童が担任の前で平静を装ったりしていれば、気付くことができないこともある。教職員全てが、改めて意識的に、意図的に児童に目を向けることが求められる。

【児童のささいな変化に気付くための取組み】

- 朝の健康観察や出席をとる時、一人一人の顔を見て声を聞く。
- あいさつ運動等実施時に、児童の表情に目を向け、声をかける。
- 学級日誌や個人ノート、生活ノート、日記などから様子を把握する。
- 休み時間や下校時の様子や一緒にいる友達を確認する。
- 給食時に児童の座席で食事をするなどし、話に耳を傾ける。
- 空き時間等を活用して他の教科の授業の様子を観察する。
- 体調不良などで保健室を訪れた後に、養護教諭と情報交換する。

● 児童のささいな変化を発見につなげる

児童のささいな変化に気付いても、その後の行動に結びつけなければ、いじめの発見には結びつかない。変化を感じた児童に言葉をかけたり、担任や次の時間の授業を担当する教職員に状況を伝えたり、保護者と連絡を取ることが大切である。

【児童本人に対して行うこと】

- その日のうちに、言葉をかける。(可能なら、様子を聞く)
- 休み時間や下校時の様子をさらに観察する。
- 翌朝の状況を確認し、言葉をかける。

【他の児童に対して行うこと】

- その日のうちに、対象の児童の様子を聞く。
- 他の児童の人間関係など、再確認する。

【児童の保護者に対して行うこと】

- その日のうちに、対象の児童の学校での様子を伝え、家庭での様子を聞く。
- 気になることがあれば、連絡し合うことをお願いする。

【教職員間で行うこと】

- 対象の児童の情報を共有し、整理する。

いじめ発見のチェックシート

1. 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- いつも一人ぼっちである。

2. 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因を曖昧にする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3. 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示板にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4. 言葉・行動

- 他の子供から、言葉かけを全くされていない。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- いつもぽつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5. 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- よくけんかが起こる。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わせている。
- 付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞いたりすると嫌がる。
- 他の人の持ち物をもたせられたり、使い走りをさせられたりする。

6. 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。

本校の取組み

● ふれあい月間（6月、11月、2月）

子ども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付ける。この期間は、人権教育や心の教育等を推進する取組みを実施して、いじめの未然防止につなげるだけでなく、いじめの早期発見につなげるためのアンケート等を実施するとともに、保護者や地域住民に対しても学校の取組みを周知して、いじめの発見や防止に努める。また、5月、10月には、hyper-Quを実施し、児童の学級生活での満足度を把握し、ふれあい月間の取組みと連動していじめの早期発見・早期対応をする。

ふれあい月間の流れ

- 1（周知）保護者へ、ふれあい月間の実施について、お知らせする。
 - ふれあい月間の趣旨や主な取組内容、アンケート調査等の実施について知らせる。
 - 学校のスクールカウンセラーや区及び都の相談機関など、児童・保護者が相談できる窓口を紹介する。
- 2（講話）児童に対し、ふれあい月間期間に全校集会等で、校長がふれあい月間に係る講話を行う。
 - 児童に、ふれあい月間の趣旨や取組内容、アンケート調査等について知らせる。
- 3（調査）児童及び教員を対象に、「いじめ」や「教員の指導」等について、アンケートあるいは個別面談等を実施する。
- 4（分析）アンケートの集約・分析を行う。
 - 学年で情報を共有し、教育相談報告会や生活指導部会で話し合い、分析結果を管理職に報告する。
- 5（対応）アンケートから把握した課題について、当該児童から聞き取りを行うとともに、保護者への連絡等を含め適宜必要な指導・対応を組織的に行う。

① いじめの疑いが把握できた場合

- ・ 教職員の情報共有、対応及び解決策の検討
- ・ 当該児童及び周囲の児童への面談及び聞き取り
- ・ 関係児童への面談及び聞き取り、指導
- ・ 当該児童（関係児童）の保護者への連絡及び相談
- ・ 関係諸機関との連携による対応 等

② 教員の不適切な指導が把握できた場合

- ・ 当該児童及び周囲の児童への面談及び聞き取り
- ・ 当該教員への聞き取り、指導
- ・ 当該児童の保護者への連絡及び相談
- ・ 当該児童の家庭訪問及び謝罪（管理職による）
- ・ 校内教職員への報告及び研修

※ 不適切な指導等があった場合は、教職員係長まで第一報を入れる。

6（報告）調査結果を教育委員会「問題行動支援室」に報告する。

● 教育相談体制の充実

いじめ等の早期発見及び早期対応に向け、児童が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、教育相談週間を設定したり、スクールカウンセラーの相談が受けられる日時を周知したりするなど、児童がいじめについて大人に相談できるようにする。

● 教育相談機関等の周知

いじめ等の相談は、学校の教職員や保護者にできるとは限らない。児童・生徒が相談できる場を広く周知していくことが大切である。

保護者が子どものいじめを心配したり疑ったりすることがあることから、教育相談機関等について、保護者や地域住民に周知していくことも忘れてはならない。

【区の相談窓口等】

- ・ いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」 ☎5331-0099

【平日】午後5時～午後10時 【土・日・祝日】昼12時～午後10時

- ・ 教育相談室 電話相談 ☎3232-2711

【平日】午前9時～午後5時

- ・ 教育相談室 面接相談 受付 ☎3232-3071

【平日】午前9時～午後6時（受付は午後5時30分まで）

【区外の相談窓口等】

- ・ 東京都教育相談センター電話相談 ☎3360-8008

【平日】午前9時～午後9時 【土・日・祝日】午前9時～午後5時

- ・ 東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン ☎03-5331-8288

【全日】24時間受付

■ 早期発見のポイント

- 児童のささいなサインを見逃さない。
- 全ての教職員が連携して児童・生徒を見守る。
- 児童が相談できる体制を整え、周知する。
- アンケートの分析は、チームで行う。

早期対応の取組み

いじめの疑いがあると認められたときは、いじめを受けたと思われる児童を守ることを最優先し、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、速やかにこれを解決する必要がある。

1. 学校・教職員の役割

いじめは、いじめを受けた児童の心身に大きな傷を残すことを理解し、身近な大人としてその児童に寄り添い守るとともに、組織として対応していくことが大切である。

● 迅速に対応する

いじめの疑いがある場合には、いじめを受けたと思われる児童を守る観点から、早い段階から対応する必要がある。また、児童やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早急に対応する。

予定があるからといって次の日に延ばしたり、週末だからといって次の週に伸ばしたりしてしまえば、信頼を失い、相談を受ける機会を失ってしまう可能性がある。

● 組織的に対応する

日常的な児童の観察やアンケート等により、いじめやいじめの疑いが認められた場合には、担任など特定の教職員で抱え込まず、管理職に報告するとともに、組織（教育相談報告会、生活指導委員会）で情報を共有して対応を検討することが必要である。いじめは複数の児童が関わっていることが考えられるため、事実を確認する者、毅然とした態度で指導する者、児童に寄り添い心のケアを行う者、保護者や関係諸機関との連絡をとる者など、役割を分担して対応することも重要である。

【いじめの防止等の対策のための組織】

学校サポートチームや生活指導部会などを活用することもできるが、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決を行うことが求められる。

● 児童に親身に寄り添う

いじめを受けた児童に対しては、「いじめを受ける側にも原因がある」などといった誤った認識をもたず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意することが大切である。

また、いじめた児童に対しては、毅然とした態度で接し、自らの行為の責任を自覚させる必

要がある。ただし、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童・の安心・安全、健全な人格の発達に配慮することが大切である。

しかし何より大切なのは、その事象が現れなくなったことをもって対応を完了するのではなく、その後も定期的に様子を聞くなど、最後まで児童に寄り添うことである。

● 保護者との連携、保護者への支援・助言

いじめやいじめの疑いが認められた場合には、その日のうちに保護者に連絡する必要がある。

いじめを受けた児童の保護者に対しては、徹底して当該の児童を守り通すことや秘密を守ることを伝えるとともに、学校全体で対応していくことなどの具体的な対応方針をつたえることで、できる限り不安を取り除く。

また、いじめた児童の保護者に対しては、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

● 関係諸機関との連携を図る

いじめは、学校の外に原因が認められたり、指導しても十分な解決が図られなかったりすることがある。学校は、教育委員会に設置された「学校問題支援室」との連絡を密にして相談し、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と積極的に連携していく必要がある。また、児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態発生時には、躊躇することなく、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める必要もある。

【新宿区教育委員会「学校問題支援室」】 ☎ 5273-4215（内線6133）
各学校における基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が効果的に行われるよう、教育委員会に設置された組織である。

＜学校問題支援室による主な支援内容＞

- ・ 各学校のいじめ防止等の取組み及びサポート会議への具体的な指導・助言
- ・ 児童・生徒、保護者等からの相談への対応及び学校との調整
- ・ いじめや不登校、その他問題行動の調査・分析、及び、個別の案件の追跡 等

【主な関係機関】

○ 子ども家庭支援センター

- ・ 子ども総合センター ☎ 3232-0674（内線3391）
- ・ 中落合子ども家庭支援センター ☎ 3952-7751（内線3891）
- ・ 榎町子ども家庭支援センター ☎ 3269-7304（内線3892）
- ・ 信濃町子ども家庭支援センター ☎ 3357-6851（内線3893）

○ 東京都児童相談センター ☎ 5937-2317

○ 牛込警察署 ☎ 3289-0110

- ・ 新宿少年センター ☎ 3372-8335

2. 学校の取組み

いじめに限らず、学校で起こった諸問題の解決には、組織的な対応が求められる。いじめについては、各学校に位置付けられた「いじめの防止等の対策のための組織」を中心に対応方針

を整理して全教職員が共通理解しておくことが大切である。

「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、必要に応じて他の教職員の応援を求め、これを速やかに止めさせなければならない。それがたとえ悪ふざけのように見えたとしても、暴力行為は止める必要がある。

また、「暴力を伴ういじめ」の報告や相談を受けた場合には、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、以下の「暴力を伴わないいじめ」への対応を参考にして周囲の児童への事実確認を行うとともに、組織的に対応していく必要がある。

一方、報告や相談、アンケート等により「暴力をとまなわなないいじめ」の疑いを把握した場合は、組織を中心として慎重な対応を行う必要がある。

【対応のポイント】

- 事象をなくすことや、加害者を特定することをゴールにしない
 - ・ 「暴力を伴わないいじめ」はそもそも見えにくいものであり、指導することによって、より見えにくいいじめに変化することがある。目に見える事象をなくすことで解決とみなしてしまうと、この様な変化に気付かず、いじめを深刻化させてしまうことがある。
 - ・ 加害児童を特定することに固執し過ぎると、過度に加害児童を追い込んだり、加害児童が所謂「悪者」扱いされたりすることにつながり、加害児童がいじめを受けるなど、第2の問題を生むことがある。
- 事実確認は慎重に行う
 - ・ いじめは児童にとって深刻な問題であり、いじめを受けた児童の自尊心を深く傷つけるものであることから、児童と信頼関係のある大人が話を聞く必要があります。これは、必ずしも担任が対応すべきではないことであり、場合によっては、違う学年の教職員が対応したり、1人の児童に対して複数の教職員が話を聞いたりする必要がある。
 - ・ 児童を守る観点から、事実確認は、原則としていじめを受けた児童からの聞き取りを優先する。ただし、いじめを受けた児童が深く傷つき、直接話を聞けない場合には、保護者と十分に連絡をとりながら、保護者を含め、当該児童と信頼関係のある大人が話を聞けるようにする。
 - ・ いじめた児童が複数いる場合には、複数の教職員で同時に話を聞くようにする。時間を置くことにより、関係児童が連絡をとることができ、事実を確認することが難しくなることがある。
- いじめが起きた集団への指導を行う
 - ・ いじめが起きた集団では、1つのいじめが終息したように見えても、新たないじめが生まれる可能性がある。
 - ・ いじめが起きた集団内には、いじめを見ても見て見ぬふりをしていたり、自分とは関係のない問題として捉えたりしている児童が存在する。他の児童も、いじめを自分の問題として捉えられるよう指導していくことが必要である。

● 出席停止等の措置

学校の最大限の努力によってもいじめが解決されない場合には、いじめを受けた児童が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、加害児童に対する出席停止の措置や、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要がある。

出席停止の措置の決定は、新宿区教育委員会教育長が行うため、いじめた児童の出席停止を検討する場合には、教育委員会に設置された「学校問題支援室」に相談する。

【「出席停止」の留意点】

- 出席停止の制度は、本人に対する懲戒という視点ではなく、いじめを受けた児童を守る観点から理解する。
- 事前に保護者全体に対し、学校の生活指導の方針やいじめ防止等のための基本的な方針、出席停止制度について説明する必要がある。
- 出席停止となる児童の期間中の個別指導計画を作成し、家庭との連携により学習指導と生活指導を行う必要がある。

3. 重大事態への対応

いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければならない。

万が一、重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、他の児童への心のケアを行うなど、教育委員会と連携して対応に当たる。

● 教育委員会との連携

重大事態が発生した場合（可能性が予想される場合を含む）には、速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。

校内では、通常に対応通り、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応に当たる。

● 情報の管理

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取扱いについては十分に配慮する必要がある。

【早期対応のポイント】

- 迅速に対応する。
- 担任など特定の教職員で抱え込まず、設置された組織を中心として対応する。
- 事象の消滅を解決とせず、児童に最後まで寄り添う。
- 教育委員会の学校問題支援室、保護者や関係諸機関と積極的に連携して対応する。
- いじめの再発防止に向け、自校の取組みを常に点検し、未然防止に向けて改善する。